

治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号 ロイクラトン麹町
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
ホームページ <http://zensuiren.org/>
お問い合わせ zensuiren@k2.dion.ne.jp
編集・発行 椿本和幸



新緑の広瀬川（宮城県）

● 目 次

第70回全国治水期成同盟会連合会通常総会を開催	2
平成30年度 土砂災害防止月間の実施について	3

第70回全国治水期成同盟会連合会 通常総会を開催

平成30年5月25日(金)14時から、シェンバツハ・サポー(東京都千代田区)において、第70回通常総会を国土交通省山田 邦博水管理・国土保全局長、清瀬 和彦同局次長並びに小平 卓同局治水課長を来賓にお迎えして、会員260名の参加をいただき開催しました。

岩井 國臣会長の開会あいさつの後、ご来賓の山田水管理・国土保全局長に挨拶を賜り、議事に入りました。

議事は、第1号議案平成29年度事業報告及び第2号議案平成29年度収支決算の承認を求める件を一括審議し、事務局の説明後、監事濱田 剛史高槻市長から会計監査報告をいただき、原案のとおり議決いただきました。次に、第3号議案平成30年度事業計画(案)の承認を求める件及び第4号議案平成30年度収支予算(案)の承認を求める件を一括審議いただき、事務局説明後、原案のとおり議決いただきました。続いて、第5号議案役員改選に伴う就任について承認を求める件につき、事務局から説明後、原案のとおり議決いただきました。

総会終了後、中貝 宗治豊岡市長から「災害時にトップがなすべきこと」と題してご講演をいただき、小平 卓治水課長から「治水事業に関する最近の話題」をご説明いただきました。

多くの会員の皆様にご出席いただき、ありがとうございました。



来賓挨拶 山田邦博水管理・国土保全局長



特別講演 中貝宗治豊岡市長

平成30年度 土砂災害防止月間の実施について

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課

1. はじめに

国土交通省・都道府県は、昭和57年7月の長崎豪雨災害を契機に土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を推進し、土砂災害による人命、財産の被害防止に資することを目的として、昭和58年から毎年6月を「土砂災害防止月間」と定めています。以来、「みんなで防ごう土砂災害」をテーマに、全国の都道府県等で土砂災害防止に向け、広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰、土砂災害に関する絵画・作文の募集を行うとともに、各地で講演会・見学会の開催、危険箇所周知・点検、避難訓練等の各種行事を実施しています。

土砂災害の防止及び被害の軽減のためには、①砂防設備等の整備による土砂災害防止対策の推進、②土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定により土砂災害の危険がある箇所が増加することの抑制、③警戒避難体制の整備等の推進の3つの取り組みが重要です。これら3つを柱とした土砂災害対策の推進にあたっては、砂防設備等の整備における安全対策を徹底するとともに、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」によって行政と住民が常に情報を共有し、日頃から地域コミュニティにおける協力体制の維持・強化を図り、土砂災害対策の理解を深めるとともに地域防災力を向上させることが不可欠です。

2. 平成30年度重点事項

国土交通省では、平成26年8月豪雨による広島での土砂災害等を踏まえ、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正し、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知を義務づけました。また、平成28年8月の台風10号による災害を踏まえ、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設管理者等に対して、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務づける等の措置

を講じました。

平成29年も全国各地で1,514件の土砂災害が発生し、特に、7月の九州北部豪雨では、山腹崩壊に伴う多量の土砂や流木が洪水と相まって、下流河川で流下・氾濫による被害を生じさせましたが、日頃の避難訓練により難を逃れた事例や、砂防堰堤による流木の捕捉が被害を防いだ事例があるなど、普段から行政や自治体、住民、関係機関等がそれぞれの役割において連携し、地域の防災力の向上や未然の防止策に取り組むことの重要性が再認識されました。これらを踏まえ、平成30年度土砂災害防止月間は、幅広い広報の実施や周知の徹底、警戒避難・情報伝達体制の確認、住民参加を主とする諸行事・活動及び砂防関係工事における安全確保に重点を置き、住民や自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体等と連携を図りながら、関係団体の緊密な協力を得て、以下の施策を念頭に置いて実施するものとしています。

- (ア) 土砂災害に対する危険性やその対策・効果の周知、対策工事実施への理解促進のため、様々な手法を活用した幅広い広報の実施
- (イ) 様々な手法を活用したハザードマップや土砂災害危険箇所、土砂災害(特別)警戒区域の周知徹底
- (ウ) 住民自身が的確な避難行動をとるためハザードマップや避難場所・避難経路の周知徹底
- (エ) ハザードマップの活用や土砂災害の発生時刻、発生形態に応じて住民自身が適時・的確な避難行動をとるため、多くの住民が参加した実践的な防災訓練や防災教育の実施
- (オ) 土砂災害警戒情報が発表された場合の都道府県から市区町村への情報伝達体制及び住民への周知方法の確認
- (カ) 大規模な土砂災害が急迫している場合に通知される土砂災害防止法に基づく緊急情報の伝達体制及び実際に災害が発生した場合に備えた無人化施工等を活用した応急対策実施体制の確認
- (キ) 防災上の配慮を要する者(以下「要配慮者」と

いう。)が利用する施設の管理者に対する土砂災害の危険性に関する周知及び警戒避難体制の整備促進

- (ク) 砂防設備等の機能や効果に関する理解を深める広報の実施
- (ケ) 砂防設備等の点検及び砂防指定地等の周知・点検の徹底
- (コ) 砂防関係工事の実施等に必要となる担い手確保のための取組及び安全確保の徹底

3. 主な実施内容

各地域で、国、都道府県、市町村が連携し、以下について取り組みます。

(1) 土砂災害防止「全国の集い」の開催

徳島県において、土砂災害防止「全国の集い」を6月6日(水)に、現地研修会を6月7日(木)に実施します。

なお、6月6日(水)には土砂災害防止「全国の集い」に先立ち、例年通り平成30年度砂防ボランティア「全国のつどい」を実施するとともに、初めての取組として、平成30年度徳島県砂防工事施工技術等連絡会を実施します。

(2) 土砂災害防止功労者の表彰

土砂災害の防止について、顕著な功績があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人または団体を表彰します。

(3) 土砂災害防止に関する絵画・作文の募集、表彰

全国の小・中学生を対象に、土砂災害防止についての理解と関心を深めてもらうため、絵画・作文の募集を行い、表彰します。

(4) 土砂災害防止に関する広報活動の実施

1) 都道府県、市区町村の掲示板の活用や広報誌等の各戸配布、回覧板、WEBサイト等への掲載など様々な手法を活用し、基礎調査結果の公表等による土砂災害の危険性の啓発、土砂災害危険箇所や土砂災害(特別)警戒区域、ハザードマップなどの土砂災害防止に関する広報により周知します。

2) 郵便局、道の駅、コンビニエンスストア等との連携による広報や、「土砂災害110番」等の防災情報

窓口の周知を実施します。

3) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得た広報を積極的に実施します。

(5) 土砂災害(特別)警戒区域、土砂災害危険箇所及び避難場所・避難経路等の周知・点検の実施

ハザードマップ等を活用して、土砂災害(特別)警戒区域、土砂災害危険箇所や避難場所・避難経路等について住民に周知するとともに、住民、自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体、警察・消防等の関係機関と連携して点検活動を実施します。

また、土砂災害警戒区域等や土砂災害危険箇所、避難場所・避難経路等について、防災部局等と連携して土砂災害に対する安全性の確認を行うとともに、土砂災害から安全に避難できるよう必要に応じて見直しを行います。

(6) 平成30年度「土砂災害・全国防災訓練～普段の備えが、命を守る～」の実施

住民自身が土砂災害の危険性を認識して適時・的確な避難行動へ繋げることができるよう、土砂災害警戒区域等のより多くの住民等が参加した住民主体の防災訓練を実施するよう促します。また、行政機関が主体となって、防災体制強化のための実践的な訓練を実施し、警戒避難体制のさらなる充実・強化を図ります。

(7) 住民、教育関係者、小・中学生等を対象とした講習会、現場見学会、出前講座等の開催

土砂災害の現状や土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識を普及するため、住民、教育関係者、小・中学生等を対象にハザードマップや土砂災害警戒情報等を活用した実践的な防災教育、啓発を目的とした講習会、現場見学会、出前講座等を開催します。また、砂防ボランティア等の各種団体や関係機関等と連携して実施するなど、地域の実状に応じた効果的な方法で実施します。

(8) 砂防堰堤等の機能が発揮された事によって、土砂災害を免れた事例等、土砂災害を未然に防止する為のハード・ソフト両面の取組について、防災講演会や砂防ツーリズム等の現地見学等

による講義、インターネットを通じたSNSによる情報発信等、広く広報を実施します。

(9) 要配慮者の把握、説明会の開催等

在宅の要配慮者及び要配慮者利用施設の避難体制整備に資するため、防災部局、福祉関係部局、教育関係部局等と連携し、あらかじめ在宅の要配慮者及び要配慮者利用施設を把握する。また、要配慮者利用施設の施設管理者に対する説明会等を開催するとともに、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等について支援、助言することにより、警戒避難体制の更なる充実・強化を図ります。

(10) 砂防設備等の点検及び砂防指定地等の周知・点検の実施

砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設の定期巡視点検及び安全利用に資する点検を住民、自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体、警察・消防等の関係機関と連携して実施します。併せて、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域についても住民への周知及び点検を実施します。

(土砂災害防止月間ポスター)



(11) 全国砂防関係工事安全施工管理技術研究発表会の開催

東京都において、全国砂防関係工事安全施工管理技術研究発表会を6月に実施します。

4. 終わりに

土砂災害の被害を低減するためには、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」が相乗効果を発揮することが重要です。特に、地域住民の土砂災害に対する深い理解と危険性への認識を高めるため、これまで述べてきた各地の取り組みが効果的に実施できるよう、みなさまのご協力をお願い申し上げます。

(参考) 土砂災害防止月間(6月1日～6月30日) <がけ崩れ防災週間(6月1日～6月7日)>